資料－1

子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」規約の改定について

平成30年7月25日

資料－１

子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」 規約（改定案）

（名称）

第1条　本会の名称は、子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。

なお、本協議会は水防法（昭和 24 年法律 193 号・平成 29 年改正）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会とする。

（目的）

第2条　平成27年関東・東北豪雨を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川自治体において、水防災意識社会を再構築する取組を行うとしているところ、子吉川においても、堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、「減災のための目標」を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する必要がある。このうち、本協議会では、「住民目線のソフト対策」の策定・実施について由利本荘市や秋田県、国等の関係機関が協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条　協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

（協議会の実施事項）

第4条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 「減災のための目標」の設定
3. 「減災のための目標」を実現するために必要な「取組方針」の作成
4. 「取組方針」の実施状況のフォローアップ
5. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）

第5条　協議会は報道機関に原則として公開する。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。

2. 幹事会は原則非公開とする。

（協議会資料等の公表）

第6条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等については非公開とすることができる。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し公表するものとする。

（幹事会の構成）

第7条　協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

（事務局）
第8条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
　2. 協議会及び幹事会の事務局は、秋田河川国道事務所　調査第一課に置く。

（雑則）
第9条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

（附則）
第10条　本規約は、平成28年5月13日から施行する。
　　平成28年9月2日　一部改定。
　　平成29年5月8日　一部改定。
　　平成〇〇年〇月〇〇日　一部改定（予定）

別表1

子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」 委員

委員	由利本荘市長	
	秋田県	総務部　危機管理監
		建設部長
		由利地域振興局長
	気象庁	秋田地方気象台長
	国土交通省	東北地方整備局　秋田河川国道事務所長

別表2

子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」　幹事会委員

委員	由利本荘市	総務部　危機管理課長
	秋田県	総務部　総合防災課長
		建設部　河川砂防課長
		由利地域振興局　総務企画部　地域企画課長
		由利地域振興局　建設部　保全・環境課長
	気象庁	秋田地方気象台　防災管理官
		~~秋田地方気象台　観測予報管理官~~
	国土交通省	東北地方整備局　秋田河川国道事務所　副所長

※秋田地方気象台は防災管理官のみとします。

資料－1（参考）

水防災意識社会 再構築ビジョン

平成27年12月11日
国土交通省資料より
抜粋

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに**「水防災意識社会 再構築ビジョン」**として、**全ての直轄河川とその沿川市町村**（109水系、730市町村）**において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。**

＜ソフト対策＞ ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

＜ハード対策＞ ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

＜危機管理型ハード対策＞

○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

＜被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）＞

天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護
（鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨）

横断図

＜洪水氾濫を未然に防ぐ対策＞

○優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

＜住民目線のソフト対策＞

○住民等の行動につながるリスク情報の周知
- ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
- ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
- ・不動産関連事業者への説明会の開催

○事前の行動計画作成、訓練の促進
- ・タイムラインの策定

○避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
- ・水位計やライブカメラの設置
- ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

家屋倒壊等氾濫想定区域※

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

水防災意識社会再構築ビジョンの概要

平成29年1月
国土交通省資料より
抜粋

答申の概要～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

対策の基本方針

今回の一連の台風の被害の特徴や気候変動、人口減少等における社会情勢を踏まえ、
財政的にも体制的にも厳しい中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

目標　『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』　『地域社会機能の継続性を確保すること』

○水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
○治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

実施すべき対策

■関係機関が連携したハード・ソフト対策の一体的な推進

○都道府県管理河川においても協議会の設置を促進
○協議会による取組の継続・実効性が確保される仕組み構築

■水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

○浸水想定区域を公表する水位周知河川の指定を促進
○早期に体制が整備されるよう簡易水位計の開発・設置の促進
○浸水実績等水害リスク情報として周知する仕組み構築
○要配慮者利用施設において避難確保計画や避難訓練実施を徹底させるための仕組み構築　など

■河川管理施設の効果の確実な発現

○操作不要な樋門等の導入を推進
○ICT等最新技術の活用による河川管理の高度化を推進　など

■関係機関と連携した適切な土地利用の促進

○水害リスク情報の提供、災害危険区域指定事例の周知　など

■重点化・効率化による治水対策の促進

【人口・資産が点在する地域等における治水対策】
○輪中堤などの局所的な対応による効率的な対策を推進
○避難場所など関係者が一体となった取組による整備促進
○浸水被害の拡大を抑制する自然地形等を保全する仕組み構築
○ため池などの貯留機能の保全などの流出抑制対策推進

【上下流バランスを考慮した本川上流や支川における治水対策】
○ダムなどの既存ストックを最大限活用した効率的な対策実施
○ダムの再開発等の工事を国等が代行する仕組み構築

【社会経済に大きな影響を与える施設の保全】
○重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進　など

■災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援

○災害復旧申請作業など一連の災害復旧への支援について検討
○大規模な災害復旧工事を国が代行する仕組み構築
○発災前の警戒段階からの支援を検討
○災害対応等に豊富な知見を有する行政経験者等を活用
○建設業者がより円滑に水防活動を実施できる仕組み構築　など

“緊急行動計画”

平成29年6月20日
国土交通省記者発表
資料より抜粋

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

背景

○平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申），平成27年12月）

○平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申），平成29年1月）

⇩

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

（1）水防法に基づく協議会の設置

・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

（2）円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成

・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施　等　（他4項目）

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

・浸水実績等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知

・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手　等　（他2項目）

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施

・危機管理型ハード対策：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備　（他1項目）

（3）的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検

・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施　等　（他2項目）

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討

・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

（4）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

・排水施設等の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成

・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ結果等を情報提供

（5）河川管理施設の整備等に関する事項

・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施

・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施　等　（他3項目）

（6）減災・防災に関する国の支援

・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援

・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援：平成30年度までに災害対応のﾉｳﾊｳを技術移転する人材育成ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを作成し研修・訓練等を実施　等　（他3項目）

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究
・流木による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討　等

水防法に基づく協議会の設置（緊急行動計画）

平成29年6月20日
国土交通省記者発表
資料より抜粋

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

凡例　国管理河川　都道府県管理河川　国・都道府県管理河川共通

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実 平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ ・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表			

協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞
①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
②水害対応タイムラインの作成・改善
③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
④近隣市町村への避難体制の整備
⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整　等

水害対応タイムラインの作成促進

○平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）
○平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難勧告着目型の水害対応タイムラインを作成 平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整	毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

水害危険性の周知促進

※緊急行動計画の主な取組の1つ

○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
○平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場で共有。	・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有			

防災教育の促進

○ 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施 学習指導要領改訂 平成29年3月31日	・平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援 ・国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有		引き続き、防災教育の実施を支援		
	（平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の周知・徹底・移行期間）			（平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施）	

協議会スケジュール（平成30年7月時点）

H27年度

【準備会】
平成28年3月9日（協議会設立に向けた趣旨説明）
（秋田県・由利本荘市・秋田地方気象台・秋田河川国道事務所）

H28年度

【協議会】
第1回　平成28年5月13日
- 協議会設立
- 「減災のための目標」の設定
- 現状の把握
  各機関の取組状況
  洪水対応における課題　を共有
- 「取組方針」の検討の進め方を決定

【幹事会】
第1回　平成28年8月3日
- 各機関から「今後の取組」（案）を報告
- 「取組方針」（案）の検討作成

毎年、本格的な出水期前（5月頃）に協議開催。非出水期、年度末等に幹事会を開催し、フォローアップを行う。

【協議会】
第2回　平成28年9月2日
- 「取組方針」の策定

子吉川「減災のための目標」「取組方針」の公表

【幹事会】
第2回　平成29年3月6日
- 平成28年度取組状況
- 平成29年度取組計画　各機関から報告

H29～H32

【協議会】
第3回　平成29年5月8日
第4回　平成30年7月25日（本日）
- 「緊急行動計画」の取組を反映

【幹事会】
第3回　平成30年5月31日（済）
- 「緊急行動計画」の取組を反映
  水防法に基づく協議会の設置など

資料－１

子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」 規約

（名称）

第1条　本会の名称は、子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。

なお、本協議会は水防法（昭和 24 年法律 193 号・平成 29 年改正）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会とする。

（目的）

第2条　平成27年関東・東北豪雨を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川自治体において、水防災意識社会を再構築する取組を行うとしているところ、子吉川においても、堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、「減災のための目標」を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する必要がある。このうち、本協議会では、「住民目線のソフト対策」の策定・実施について由利本荘市や秋田県、国等の関係機関が協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条　協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

（協議会の実施事項）

第4条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 「減災のための目標」の設定
3. 「減災のための目標」を実現するために必要な「取組方針」の作成
4. 「取組方針」の実施状況のフォローアップ
5. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）

第5条　協議会は報道機関に原則として公開する。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。

2. 幹事会は原則非公開とする。

（協議会資料等の公表）

第6条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等については非公開とすることができる。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し公表するものとする。

（幹事会の構成）

第7条　協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

（事務局）
第8条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
　2. 協議会及び幹事会の事務局は、秋田河川国道事務所　調査第一課に置く。

（雑則）
第9条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

（附則）
第10条　本規約は、平成28年5月13日から施行する。
　　平成28年9月2日　一部改定。
　　平成29年5月8日　一部改定。
　　平成30年7月25日　一部改定

別表1

子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」 委員

委員	由利本荘市長	
	秋田県	総務部　危機管理監
		建設部長
		由利地域振興局長
	気象庁	秋田地方気象台長
	国土交通省	東北地方整備局　秋田河川国道事務所長

別表2

子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」　幹事会委員

委員	由利本荘市	総務部　危機管理課長
	秋田県	総務部　総合防災課長
		建設部　河川砂防課長
		由利地域振興局　総務企画部　地域企画課長
		由利地域振興局　建設部　保全・環境課長
	気象庁	秋田地方気象台　防災管理官
	国土交通省	東北地方整備局　秋田河川国道事務所　副所長